

都道府県・政令指定都市名	20 長野県
--------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民文化部 人権・男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 5 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	長野県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成13年4月1日 根拠: 長野県男女共同参画推進本部設置規定
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	長野県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成15年4月1日
構 成 員	12 人 (女性 6 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
名 称	第4次長野県男女共同参画計画
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	長野県男女共同参画社会づくり条例
	公 布 日	平成14年12月26日
	施 行 日	平成14年12月26日
	最 終 改 正 日	平成19年7月17日
	改 正 内 容	県の施策について審議会の判断により調査審議及び意見具申ができるように審議会機能の充実を図った
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況: 2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:令和2年4月1日	2:令和2年5月1日	3:その他:
目 標 値	令和 2 年度まで	50 %		
根 拠	「第4次長野県男女共同参画計画」平成28年3月			
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第133条の4第3項に規定する附属機関(審議会等)。要綱等により開催する懇談会等。			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(73)うち女性委員を含む審議会等数(71)	
			延総委員等数(956)延女性委員等数(405)	女性比率(42.4)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(64)うち女性委員を含む審議会等数(62)	
			延総委員等数(838)延女性委員等数(348)	女性比率(41.5)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(30)うち女性委員を含む審議会等数(30)	
			延総委員等数(799)延女性委員等数(296)	女性比率(37.0)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
			延総委員等数(54)延女性委員等数(14)	女性比率(25.9)
目標値以外の目標設定				
女性登用の方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	委員の選任にあたり、男女共同参画担当課と審議会等の所管課との事前協議を実施。また選任の結果、女性委員の比率が5割を下回った場合は、その理由および今後の対応策を公表。	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:									
	管理職総数	(A)=(C+E+G)	女性管理職の内訳									
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率(B/A)									
本庁	計	369	27	7.3	31	1	3.2	0	0	338	26	7.7
	うち一般行政職	281	23	8.2	31	1	3.2	0	0	250	22	8.8
支庁・地方事務所等	計	490	45	9.2	38	3	7.9	0	0	452	42	9.3
	うち一般行政職	334	22	6.6	23	3	13.0	0	0	311	19	6.1
全体	計	859	72	8.4	69	4	5.8	0	0	790	68	8.6
	うち一般行政職	615	45	7.3	54	4	7.4	0	0	561	41	7.3
(内数)	警察関係	149	3	2.0	0	0	0	0	0	149	3	2.0
	教育委員会	62	11	17.7	4	2	50.0	0	0	58	9	15.5

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率
		本庁	計	428	55	12.9	661
	うち一般行政職	285	49	17.2	288	74	25.7
支庁・地方事 務所等	計	776	90	11.6	1,397	250	17.9
	うち一般行政職	513	49	9.6	633	139	22.0
全体	計	1,204	145	12.0	2,058	353	17.2
	うち一般行政職	798	98	12.3	921	213	23.1
(内数)	警察関係	322	23	7.1	969	76	7.8
	教育委員会	91	13	14.3	107	41	38.3

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	46	6	13.0	53	18	34.0	54	8	14.8
	うち一般行政職	40	5	12.5	50	15	30.0	46	5	10.9
支庁・地方事 務所等	計	87	14	16.1	143	29	20.3	153	39	25.5
	うち一般行政職	49	6	12.2	78	17	21.8	65	25	38.5
全体	計	133	20	15.0	196	47	24.0	207	47	22.7
	うち一般行政職	89	11	12.4	128	32	25.0	111	30	27.0
(内数)	警察関係	31	1	3.2	43	7	16.3	83	7	8.4
	教育委員会	5	3	60.0	6	2	33.3	14	9	64.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研修 (4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○	○	○	○	○	○	◎			○	
補佐級	○	○	○	○	○	○	◎			○	
係長級	○	○	○	○	○	○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	2,072	201	9.7
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	385	118	30.6
うち上級	291	95	32.6
うち一般行政職	160	62	38.8
うち上級	132	53	40.2
うち警察関係	154	25	16.2
うち上級	93	13	14.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	長野県男女共同参画センター		愛称・通称	あいとびあ	
設置年月日	昭和59年9月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 394-0081 住所: 長野県岡谷市長地権現町四丁目11番51号 電話番号: 0266-22-5781 FAX番号: 0266-22-5783 ホームページ: https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/index.html				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 株式会社東急コミュニティー) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 長野県県民文化部) 指定管理者(名称:) その他()				
職員数	常勤 5 人、	非常勤 7 人	予算額	令和2年度	51,572 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項: あいとびあ男女共同参画フォーラム、情報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項: 女性のエンパワーメントとチャレンジの促進、デートDV防止セミナー、市町村支援研修) ○ 3. 相談事業(主な事項: 女性相談、男性相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: ホームページ等による情報発信、図書館の運営) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項:) ※ 実施しているもの: ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: グループ企画協働事業) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項:) 10. その他(主な事項:)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 長野県男女共同参画推進県民会議	加盟団体数	37	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		<input type="radio"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="radio"/> 2. 機関誌の発行 <input type="radio"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="radio"/> 4. その他 (内容: 県との共催による啓発事業(県民大会)の開催)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="radio"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="radio"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="radio"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="radio"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="radio"/> 6. 補助金等の交付 (名称 : 地域女性活躍推進事業補助金 概要 : 地域女性活躍推進交付金を活用して、市町村が実施する女性活躍推進に資する取組に対して補助を行う(交付先:伊那市)) <input type="radio"/> 7. その他 (内容: 男女共同参画計画及び女性活躍推進法に基づく推進計画の策定支援)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="radio"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="radio"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="radio"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="radio"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

<input type="radio"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="radio"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="radio"/> 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	64,116	59,623	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○	○	
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他	○			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	社員の子育て応援宣言登録制度(7, 8, 9, 10)職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度(7, 8, 9)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	女性の活躍推進企業知事表彰(2~10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	長野県女性活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 男女共同参画施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況 名称	についての報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ あいとびあ男女共同参画フォーラム ・ 男女共同参画推進県民大会 ・ 女性活躍推進トップセミナー ・ 女性活躍推進管理職セミナー ・ 働く女性のモチベーションアップセミナー	「人生100年時代を生きるすべての人にエールを」をテーマに講演会を開催。 男女共同参画に関する講演、表彰 「女性活躍推進」や「働き方改革」などに先進的に取り組む企業経営者や有識者による事例を紹介しながら、県内企業における意識改革や取り組み促進を図るため、企業トップ等を対象としたセミナーを開催。 県内企業における管理職等の意識改革を進め、女性活躍推進のための具体的な取り組みの促進を図るため、企業管理職、人事、労務担当者等を対象に研修会等を開催。(女性社員のキャリア育成の支援やダイバーシティマネジメントスキル等について学ぶための講義など) 女性自身が今後のキャリアを考えることの重要性を認識してもらうとともに、自ら行動に移していくために身近なロールモデルによる事例紹介やアドバイスを行う場やセミナー参加者同士の交流を深め、セミナー実施後も継続して相談できる仲間づくりの場を提供する。	200人 250人 100人 100人	2020年7月18日 11月 11月 9月 8月
2. 表彰 ・ 女性活躍推進企業知事表彰	職場環境づくりに積極的に取り組み、その成果が認められ他の模範となるような企業を表彰		年1回
3. 講座 ・ 市町村男女共同参画計画策定支援事業 ・ 男女共同参画センター主催講座 ・ 地域における女性参画を進める講座等の開催事業 ・ 長野県ウィメンズカレッジ ライフスタイルデザイン講座	市町村における男女共同参画計画の策定または改定にあたって、自治会、公民館の役員等を対象に、男女共同参画の視点を活かした地域づくりの理念や手法等について、講座を開催する。 女性のエンパワメントとチャレンジの促進等の講座を開催。 女性が自らの能力や強みを活かして活躍できる地域の気運醸成及び、女性のエンパワメントを目的として、県内の企業経営者・従業員、住民等を対象に、地域における女性の参画促進・活躍推進に係る課題をテーマとする講座等を市町村と連携して開催する。 出産・育児や離職などを理由とした生活環境の変化により、将来への不安を抱える女性を対象として、ライフスタイルデザインを学ぶ講座を開催し、豊かで安心できる暮らしの実現を促進する。		年3回 年8回 年10回
4. 相談事業 ・ 女性のための相談 ・ 男性のための相談	一般相談、法律相談、カウンセリング 電話相談		通年 週1回
5. 情報収集・提供 ・ ホームページの運営 ・ 情報誌等の発行 ・ 図書館の運営	男女共同参画に関する情報や事業の掲載 男女共同参画センター機関紙、男女共同参画社会づくり啓発用リーフレット、女性相談窓口リーフレットの発行 図書、資料、DVD、ビデオの閲覧及び貸出		通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画推進指導委員	苦情案件に対する調査、対応		苦情申し出により実施
7. 交流促進 ・ 男女共同参画推進団体等交流会 ・ 多様な働き方の推進	事例発表、ワークショップ 県内企業等が育児期の女性の新しい働き方を知る機会を創出し、多様な働き方を推進		3月 年2回
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画セミナー ・ グループ企画協働事業	経営者団体、市民団体等が開催する、職場や地域等における男女共同参画を促進するための講座等に講師を派遣する。 男女共同参画の課題解決のための講座を企画、運営するグループを募集し、選考の上委託実施する		年2回
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況調査	長野県男女共同参画社会づくり条例第17条の規定に基づき、長野県男女共同参画計画の進行管理を目的として、本県の男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について調査を実施し、その概要を公表する。		3月
11. その他 ・ 働く女性のキャリア形成支援事業	中小企業で働く女性が、キャリア形成等を目的とする研修会などに参加するときの経費を企業が負担する場合、その一部を助成する。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	長野県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産			4
育児			4
家族の看護			4
家族の介護			4
疾病			1
その他	「忌引き」は、「明確な規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。」という状況		4
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	長野県議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出) 第18条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、その日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		4
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		1
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成30年9月1日 ~ 令和4年8月31日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	78	15	19.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	77	15	19.5	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	2	11.8	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	2	40.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	36	1	2.8	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	12	10	83.3	
×	2 国土利用計画地方審議会				
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	19	2	10.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	15	9	60.0	
	7 精神医療審査会	27	12	44.4	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	20	6	30.0	
	10 准看護師試験委員会	10	5	50.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	15	8	53.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	10	66.7	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	10	5	50.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	8	53.3	
	19 建築審査会	7	4	57.1	
	20 都道府県建築士審査会	5	3	60.0	
	21 都道府県都市計画審議会	15	7	46.7	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	12	8	66.7	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
×	28 地方港湾審議会				
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	15	8	53.3	
	31 介護保険審査会	18	10	55.6	
×	32 都道府県固定資産評価審議会				
	33 感染症の診査に関する協議会	74	31	41.9	
	34 警察署協議会	266	104	39.1	
×	35 土地収用事業認定審議会				
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 都道府県国民保護協議会	59	4	6.8	
	38 地方独立行政法人評価委員会	12	4	33.3	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	44 留置施設視察委員会	5	1	20.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	29	3	10.3	
	47 小児慢性特定疾病審査会	5	1	20.0	
	48 行政不服審査会	5	2	40.0	
	合 計	799	296	37.0	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会				
9	内水面漁場管理委員会	13	3	23.1	
	合 計	54	14	25.9	
	女性委員0の委員会数	1			